

小規模届出対象行為（重点地区以外）編

草加市景観計画及び草加市景観条例に基づく届出について

草加市では平成20年3月に草加市景観計画を策定、草加市景観条例を制定しました。その後、策定から10年が経過し、本市における環境の変化や都市計画マスタープランの改定を踏まえ、令和2年12月に景観計画を改定しました。

景観計画・景観条例では、市の総合的な景観づくりの方針とともに、景観づくりのルールとして建物の形態や意匠、色彩についての景観形成基準を定め、建築物を建築する場合などには、届出制度によりこれらの基準に適合することを義務づけています。

届出を要する行為は、大規模届出対象行為と小規模届出対象行為に分かれており、それぞれその行為の着手する30日前までに、都市計画課への届出が必要となります

・小規模届出対象行為

床面積10㎡以内の増築、改築を除く、大規模届出対象行為（※）以外の全ての建築物の新築、増築、改築

※大規模届出対象行為（大規模届出対象行為に該当する場合は、大規模届出対象行為編をご覧ください。）

I 建築物

- ・建築面積が500㎡又は高さが10mを超える建築物の新築、増築、改築、各壁面の3分の1を超える面積の外観の変更
- ・区域面積が500㎡以上の分譲住宅

II 工作物（屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物は除きます。）

- ・高さ10mを超える工作物の新設、増築、改築、外観の総面積の3分の1を超える面積の外観の変更

III 土地利用の変更

- ・区域面積500㎡以上の土地利用の変更

・届出に必要な書類、図面等（正・副2部）

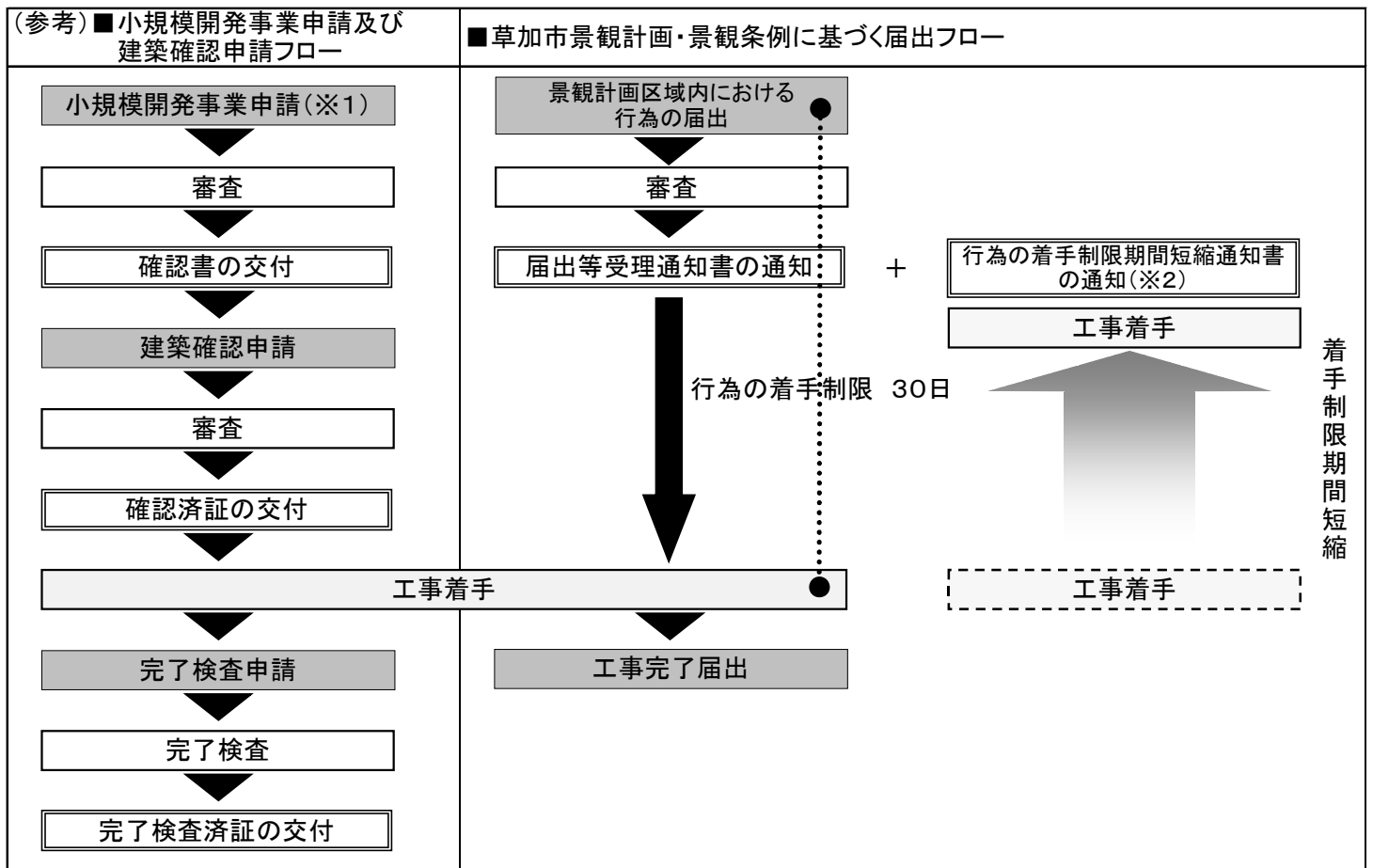
届出対象行為	届出書	添付図書
小規模届出対象行為 （重点地区（※）以外） ※重点地区の範囲については、草加市景観計画P95をご覧ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内における行為の届出書（小規模届出対象行為）【規則第1号様式の2】 ・委任状（代理人による届出の場合のみ） 	① 2面以上の立面図（略称） 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの ② 【参考】案内図（略称） 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2、500分の1以上のもの

・各添付図書に明示すべき事項

図書の種類	明示すべき事項
2面以上の立面図（略称） ・建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの	一 2面以上の立面図であること 二 建築物として図示された部分に当該建築物に施す彩色のマンセル表示が記載されていること 三 縮尺 四 方位 五 寸法 六 開口部の位置 七 外観の部分の材料の種類 八 仕上げの寸法 など

- ・通知までに要する期間について
届出から「届出等受理通知書」を通知するまでの標準処理期間は、小規模届出対象行為の場合は4日、大規模届出対象行為の場合は7日です。
- ・工事完了の届出について
届出対象行為に係る工事の完了後は、工事完了届出書に施行後の写真（建築物の各面の色彩が分かるもの。周辺状況含みます。）を添付し、届出をしてください（1部）。
- ・届出内容を変更する場合
届出内容を変更する場合は、変更の届出が必要となります。景観計画区域内における行為の変更届出書に、それぞれの届出対象行為における添付図書のうち、当該変更に係るものを添付し、届出をしてください（正・副2部）。

・届出手続きの流れ



- (※1) 建築行為等の規模や種類によっては、小規模開発事業申請ではなく開発事前協議申請が必要となります。
- (※2) 届出等受理通知書と同時に行為の着手制限期間短縮通知書を市が通知した場合は、工事の着手制限期間が短縮されます。

■景観計画・景観条例の窓口・お問い合わせ先■
 〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号
 草加市役所 都市整備部 都市計画課
 TEL 048-922-1790 (直通)
 FAX 048-922-3145
 草加市ホームページ <http://www.city.soka.saitama.jp>

景観計画・景観条例の詳しい内容や届出手続に関する書式は、
 草加市ホームページから閲覧・ダウンロードできます